広報 はちおうじ

9月20日から9月26日までは動物愛護週間です

動物愛護週間特集号

9.15
2013
(平成25年)

■八王子市保健所　☎042・645・5111(代表)
■ホームページアドレス　http://www.city.hachioji.tokyo.jp/
(モバイル版)　http://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/

動物は愛情と責任をもってその命を終えるまで適切に飼いましょう

◆動物愛護週間(9/20～9/26)

動物愛護週間は、広く国民の間に、命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられたものです。

この機会に、私達が飼っている動物、身近にいる動物たちについて、もう一度考えてみましょう。

◆動物の終生飼養

飼い主は、動物を飼育するうえで、その習性や生態をよく理解し、愛情をもって動物の一生をみる責任があります。日頃から健康管理に気を配り、犬には狂犬病の予防注射を必ず受けさせましょう。

動物の愛護及び管理に関する法律が、一部改正され9月から施行されました。

主な改正点

●動物の飼い主は、その動物が命を終えるまで適切に飼養すること(終生飼養)が明記されました。

●市は、終生飼養に反する理由により犬・猫の引取り(犬猫等販売業者からの引取り、繰り返しての引取り、犬・猫の老齢や病気を理由とした引取り等)を拒否できるようになりました。

●動物(哺乳類・鳥類・爬虫類)の販売は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、都道府県等に登録された動物取扱業者(9月より第一種動物取扱業者)以外することができません。動物の購入に当っては、販売先が動物取扱業者かどうかを確認しましょう。

●幼齢の犬猫の販売制限が設けられました。犬及び猫については、生後56日(平成28年8月31日迄は45日、それ以降別に法律で定めるまでの間は49日)を経過しない場合の販売等が禁止されました。子犬・子猫は可愛いですが、生後一定期間は親兄弟と一緒に過ごさないと、吠え癖や噛み癖などが強まったり攻撃的になったりといった問題行動を起こす可能性が高まることが指摘されています。購入前に、生年月日を確認して、一定期間親兄弟と過ごしているかを確認しましょう。

●愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪です。法律の改正により、罰則が強化されました(みだりな殺傷…200万円以下の罰金等、遺棄…100万円以下の罰金)。絶対に傷つけたり捨てたりしてはいけません。

動物愛護ふれあいフェスティバル(東京都からのお知らせ)

①動物愛護ふれあいフェスティバル『捨てず、増やさず、飼うなら一生』

日時／9月21日(土)11時から16時まで
場所／上野恩賜公園内(噴水池前広場・上野動物園)
内容／「動物愛護セレモニー」「パネル展示」など
申込／不要。直接会場へ

②終生飼養に関する講演、動物愛護ミュージカルなど

日時／9月23日(祝)13時から16時まで
場所／東京国立博物館平成館大講堂
募集／390人(申込順)
申込／9月20日正午までに(公社)日本動物福祉協会
☎03・5740・8856へ

<問い合わせ>
(公社)日本動物福祉協会☎03・5740・8856又は東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課☎03・5320・4412

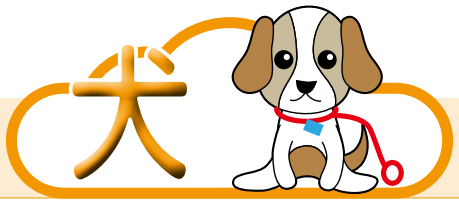

犬の登録・狂犬病予防注射

鑑札と注射済票の装着

犬鑑札と注射済票の装着は、迷子札になるだけでなく、災害時には周囲の方への安心感にもつながります。また、装着しないと罰則（20万円以下の罰金）もあります。

狂犬病とは?

現在、日本国内での発生はありませんが、2013年7月に台湾で52年ぶりに野生動物に発生しています。

発症すると犬も人も100％死亡する恐ろしい感染症で、世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。犬の登録と狂犬病予防注射を徹底することで、日本での発生や蔓延を防ぎましょう。

犬の登録・変更届・死亡届

犬を飼い始めたら30日以内に、犬の所在地の市区町村への登録（犬の一生涯に1回）と犬鑑札の交付を受けてください。

なお、犬の登録事項（所有者、犬の所在地、所有者住所･氏名等）の変更や犬が死亡した場合は、届出（市外への移動は新所在地に）が必要です。他市区町村から八王子市に犬の所在地が変更になった際は、犬鑑札を無料で交換しますので、犬の前所在地で交付された犬鑑札をご持参ください。

狂犬病予防注射

犬を飼い始めたら30日以内に、次年度からは毎年4月1日から6月30日までに、狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けましょう。注射は4月実施の集合注射、または動物病院で受けてください。集合注射の日程等は3月の広報「はちおうじ」でお知らせします。

なお、集合注射や市が委託している動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付も受けられます。

犬鑑札と注射済票の再交付

犬鑑札と注射済票を損傷または失くした場合は再交付を受けてください。

手 数 料	交　付	再交付
犬 鑑 札	3,000円	1,600円
注射済票	550円	340円

登録及び注射済票交付窓口

八王子市では、保健所、市役所本庁舎1階福祉政策課及び各事務所が窓口です。

～犬も飼い主も地域の方も、安全で快適なお散歩を～

散歩のルール

犬の散歩はトイレではありません。

排泄は散歩の前に自宅で済ませる習慣をつけ、それでも散歩中におしっこをしてしまった場合は、持参したペットボトルの水などで流し、糞は持ち帰りましょう。また、公園や河川敷などで犬を放すことは、絶対にやめましょう。（罰則があります）

動物による事故

飼っている動物が人に危害を加えた場合、飼い主はすぐ被害者のケガの応急措置と再発防止を図ってください。なお、24時間以内に「事故発生届」を保健所長へ届け出ること、犬による咬傷事故の場合は48時間以内に獣医師による狂犬病の検診を受けさせることが義務づけられています。

また、見知らぬ動物には不用意に触らず、つながれた犬でも飼い主に了承を得てから触りましょう。

届出先：生活衛生課☎645･5113

熱中症対策

八王子市では、例年6月から9月まで、最高気温が30℃を超える日や、いわゆる猛暑日となる日もあります。日なたのアスファルトや車内などは、さらに高温になり、50℃以上になることもあります。犬は人のように汗をかいて熱を発散することが出来ず、また地面からの放射熱の影響も受けやすいため、あまりにも暑いと体温調節ができなくなり熱中症にかかってしまいます。熱中症はひどい場合には命にかかわることもある恐ろしい疾患ですが、飼い主が正しく対処すれば防止できる疾患でもあります。飼い主は犬が快適な環境で過ごせるよう十分注意しましょう。

猫

猫は室内飼いを

猫を外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく交通事故や猫同士のけんか、感染症など猫自身への危険もいっぱいです。室内の環境を整え、身元表示（名札やマイクロチップなど）や不妊去勢手術をして室内飼いをしましょう。

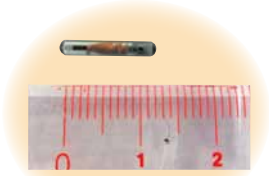

身元表示の一例：マイクロチップ実物大

無責任な餌やりはやめましょう

糞尿や農作物への被害、車のキズなど猫による苦情が寄せられています。無責任に餌やりだけをしていると、近隣の理解は得られず猫そのものも嫌われ者になってしまいます。管理すべき猫を特定し、不妊去勢手術を行ったうえで、置き餌はせず糞等の掃除をしながら環境美化を図り、「飼い主のいない猫」を減らしていきましょう。

飼育のルール

猫の飼育は屋内で適正なフード、新鮮な水、専用トイレ、ケージなどを用意し、安心して眠れる場所やおもちゃなどの猫のニーズを満たしながら環境を整え育てましょう。また、増やさないのであれば、不妊去勢手術を実施しましょう。

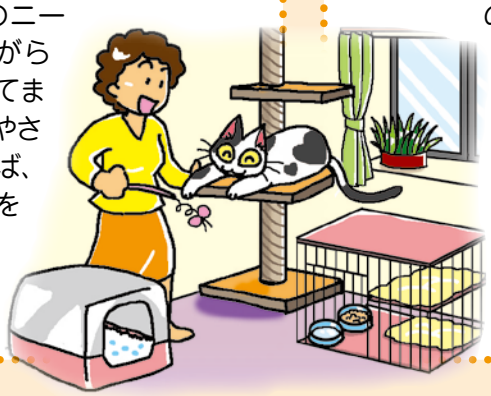

不妊・去勢手術

飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費用の助成制度を行っています。また、手術目的の捕獲器貸出しも行っています。不妊去勢手術費用の助成は市内の動物病院で手術を実施した市民や団体が対象で、めす5千円、おす3千円が助成額となり、予算に達し次第終了となります。

問い合わせ　生活衛生課☎645-5113

野良猫から地域猫へ

野良猫による糞･尿･イタズラなどの被害、無責任な餌やりなど多くの苦情･相談が保健所に寄せられています。

しかし、野良猫による被害などを防止する簡単な解決策はありません。また、野良猫を邪魔者扱いするだけで解決するわけでもありません。

一方、不幸な猫が増えることに心を痛める人は、個人でも不妊去勢手術を行い経済的な負担を強いられています。

そこで市は「野良猫から地域猫へ」の取り組みを推進しています。

「地域猫」とは、飼い主のいない猫が地域住民の合意･協力によって世話され、「地域の猫」として管理されている猫のことです。猫に餌を与えている人、被害を受けている人、双方が合意し一丸となって猫が増えないように不妊去勢の手術を行い、餌やりやトイレの管理をして、少しでも被害を少なくしていく取り組みです。

市は、市民の皆さんの主体的なご協力をいただきながら、この考えを進めていきます。

災害に備えて

災害が発生した場合、まず人命第一です。飼い主が無事でなければ動物は災害を乗り切れません。人の安全を確保したうえで、犬や猫などの飼育動物を放したりせず、安全な場所を確保しましょう。動物にとって安全な場所が確保できない場合など、飼い主と一緒に避難所へ同行避難する時は、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方に配慮し、人の居住スペースへ動物の持ち込みはせず、避難所ごとに管理責任者と飼い主が話し合って飼育場所を決めましょう。飼い主同士が協力して飼育・管理・運営することが大切です。

出来ていますか？

●犬鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
●健康管理（ワクチン、ノミの予防等）
●避難場所、避難経路の確認
●知人等一時預り先の確保
●ケージトレーニング
　ケガをさせずに安全に避難させるにはケージに入れるのが一番です。また、避難所での動物の生活は、1日のほとんどの時間をケージで過ごすことも予想されます。普段から安心できる場所になるように慣らしておきましょう。
●鳴き声やトイレなどのしつけ
　避難所では、人も動物も大変なストレスを感じます。共同生活ができるよう日頃からしつけに取り組みましょう。

ペット用の避難用品の準備

　災害時には人命が優先されますので飼育動物への救援物資等が到着するまで時間がかかることが予想されます。1週間分は用意し持ちだせるようにペット用非常袋を作りましょう。
●常備薬
●フードと水、食器
●ケージ、リード、ハーネス等係留用品
●トイレ用品、ゴミ袋、タオル
●飼主と一緒の写真、健康手帳

迷子の犬や猫について

　飼い犬や猫が逃げた時や、迷子の犬、猫、未熟な子猫及び負傷した犬猫等を発見・保護した時は保健所に連絡をいただくとともに、お近くの警察署にも該当動物の情報についてご確認ください。なお、自活できる猫の捕獲や引取りはできません。

動物の死体回収について

動物の死体については、浅川の北側であれば戸吹清掃事業所（☎691・2891）、浅川の南側及び多摩ニュータウンであれば館清掃事業所（☎665・2531）へご連絡ください。

犬、猫等の譲渡会

　八王子市保健所で収容された動物の飼養管理も担う東京都動物愛護相談センター多摩支所では、飼い主の判明しなかった犬・猫等の譲渡会を開催しています。これから犬・猫等を飼おうという方は入手先の一つとしてぜひご検討ください。

問い合わせ
東京都動物愛護相談センター
多摩支所　飼養相談係
☎042・581・7435
日野市石田1-192-33